



平成22年12月定例会

平成22年度一般会計補正予算など47議案を可決

平成22年12月定例会は、11月29日に開会し、12月21日まで23日間の会期で開催されました。田辺市職員の給与に関する条例等の一部改正をはじめ、平成22年度一般会計補正予算など、市長提出議案41件、議員提案議案1件をすべて原案のとおり可決しました。

このほか、市長専決処分事項の報告1件を承認、請願1件を継続審査とし、国の関係行政庁に提出する意見書5件をすべて原案のとおり可決しました。

なお、9月議会で常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっていた平成21年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算議案22件を、すべて認定しました。

また、12月8日から10日の3日間にわたり、7人の議員が一般質問を行いました。

【目次】

議決結果の一覧 P1~5
一般質問の要旨 P6~7
議会活動日誌 P8



条例(可決十件)

議決結果の一覧



●田辺市職員の給与に関する条例等の一部改正について
職員給料月額及び期末勤勉手当の支給割合並びに、議員、市長等の期末手当の支給割合を引き下げるため改正するもの。

●住居表示の実施等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
住居表示の実施及びこれに基づく町の新設に伴い、所要の改正を行うもの。

●田辺市短期滞在施設条例の一部改正について
分筆登記に伴い、本宮第一短期滞在施設等の位置の表示を変更するため改正するもの。

●田辺市観光案内所条例の一部改正について
観光案内所の管理について指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うもの。

●田辺市自転車等駐車場条例の

一部改正について

学校教育法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

●田辺市青少年問題協議会条例の廃止について
青少年問題協議会を廃止するもの。

●田辺市勤労青少年ホーム条例の一部改正について
勤労青少年ホーム運営委員会を廃止するため改正するもの。

●田辺市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
社会教育委員の報酬を日額制に改めるとともに、青少年問題協議会及び勤労青少年ホーム運営委員会を廃止することに伴い、所要の改正を行うもの。

●田辺市公民館条例の一部改正について
分筆登記に伴い、本宮公民館四村川分館の位置の表示を変更するため改正するもの。

- 田辺市立美術館条例の一部改正について
十八歳未満の者及び就学者の観覧料を無料にするほか、観覧料の見直しを図るため改正するもの。



補正予算（可決七件）

※金額は補正後の額

- 平成二十二年度田辺市一般会計補正予算（第八号）
四〇九億六八〇万九千九百九十九円
- 平成二十二年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）
一一〇億七千八百七十八千円
- 平成二十二年度田辺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）
一六億七千六百七十一千円
- 平成二十二年度田辺市介護保険特別会計補正予算（第二号）

七九億一〇〇九万五千円

- 平成二十二年度田辺市簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）
三億七千七百九十九千円

- 平成二十二年度田辺市木材加工事業特別会計補正予算（第二号）
一億九千九百九十二千円

- 平成二十二年度田辺市水道事業会計補正予算（第二号）
二二億四千四〇万一千円



その他議案（可決二十四件）

- 工事請負変更契約の締結について
背戸川第一ポンプ場機械設備更新工事請負変更契約を締結するもの。
- 訴えの提起について（二件）
市営住宅の入居名義人及びその連帯保証人を相手方として、滞納している家賃の支払を求め

める訴えを提起するもの。

- 民事調停の申立てについて
市営住宅の家賃滞納者及び連帯保証人に対し、家賃の支払いを求めめるもの。

- 損害賠償の額の決定及び和解について
損害賠償の額を定め、和解するもの。

- 田辺市高齢者複合福祉施設たきの里の指定管理者の指定について
指定管理者を「社会福祉法人田辺市社会福祉事業団」に指定するもの。

- 田辺市立松風荘の指定管理者の指定について
指定管理者を「社会福祉法人田辺市社会福祉協議会」に指定するもの。

- 田辺市立やすらぎ荘の指定管理者の指定について
指定管理者を「社会福祉法人田辺市社会福祉協議会」に指定するもの。

- 田辺市大塔富里温泉センターの指定管理者の指定について
指定管理者を「大塔村観光事業振興会」に指定するもの。

業振興会」に指定するもの。

- 田辺市龍神ごまさんスカイタワーの指定管理者の指定について
指定管理者を「龍神はーと」に指定するもの。

- 田辺市熊野古道中辺路陶芸館の指定管理者の指定について
指定管理者を「中陶友会」に指定するもの。

- 田辺市龍神宮代オートキャンプ場の指定管理者の指定について
指定管理者を「上宮代区」に指定するもの。

- 田辺市龍神ひわだの滝キャンプ場の指定管理者の指定について
指定管理者を「下柳瀬区」に指定するもの。

- 田辺市龍神福井キャンプ場の指定管理者の指定について
指定管理者を「下福井区」に指定するもの。

- 田辺市大塔青少年旅行村の指定管理者の指定について
指定管理者を「大塔村観光事業振興会」に指定するもの。

- 田辺市三川広場の指定管理者の指定について
指定管理者を「株式会社キナ観興」に指定するもの。

- 田辺市龍神木族館の指定管理者の指定について
指定管理者を「龍神村森林組合」に指定するもの。

- 田辺市龍游館の指定管理者の指定について
指定管理者を「こすげパーク振興会」に指定するもの。

- 田辺市熊野古道中辺路の指定管理者の指定について
指定管理者を「有有限会社ふれあい横掘」に指定するもの。

- 田辺市おおう山遊館の指定管理者の指定について
指定管理者を「株式会社キナ観興」に指定するもの。

- 田辺市林業開発センター深山荘の指定管理者の指定について
指定管理者を「財団法人龍神村開発公社」に指定するもの。

- 市道路線の変更について
市道芳養松原六号線の終点を

変更するもの。

- 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に
ついて

平成二十三年三月三十一日に解散する御坊市外三ヶ町国民健康保険事務組合を和歌山県市町村総合事務組合から脱退させるため、所要の改正をおこなうもの。

●訴えの提起について

市営住宅の入居名義人及び不法占有者を相手方として、市営住宅の明け渡しを求める訴えを提起するもの。

●報告（一件）

- 専決処分事項の報告について
損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分した
もの。



●認定（二十二件）

※金額は支出済額

- 平成二十一年度田辺市一般会

計歳入歳出決算について

四一九億一八二万九千円

- 平成二十一年度田辺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

一〇八億九七五万六千円

- 平成二十一年度田辺市老人保健特別会計歳入歳出決算について

四八八万九千六千円

- 平成二十一年度田辺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

一六億二二三万五千円

- 平成二十一年度田辺市介護保険特別会計歳入歳出決算について

七二億六六二六万四千円

- 平成二十一年度田辺市分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について

一億五九七六万六千円

- 平成二十一年度田辺市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算について

四七二〇万七千円

- 平成二十一年度田辺市文里港

整備事業特別会計歳入歳出決算について

一億九一八万九千円

- 平成二十一年度田辺市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算について

八二二万四千円

- 平成二十一年度田辺市同和対策住宅資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について

五億七七八万九千円

- 平成二十一年度田辺市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について

三億三三四万五千円

- 平成二十一年度田辺市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

三億九〇九万九千円

- 平成二十一年度田辺市林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

一四七三万九千円

- 平成二十一年度田辺市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

一億五二四万四千円

●平成二十一年度田辺市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について

五六三万四千円

- 平成二十一年度田辺市戸別排水処理事業特別会計歳入歳出決算について

三二九万八千円

- 平成二十一年度田辺市診療所事業特別会計歳入歳出決算について

三億八四二万七千円

- 平成二十一年度田辺市駐車場事業特別会計歳入歳出決算について

四億三九一萬円

- 平成二十一年度田辺市砂利採取事業特別会計歳入歳出決算について

一億五七一〇万七千円

- 平成二十一年度田辺市木材加工事業特別会計歳入歳出決算について

一億五九二万六千円

- 平成二十一年度田辺市四村川財産区特別会計歳入歳出決算について

三四七九万三千円

●平成二十一年度田辺市水道事業会計の決算について

一九億三五九〇万一千円

●発議（可決一件）

- 田辺市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議員が議会の会議等に出席した際に支給する費用弁償の額を、日額二千円から、議員の住居から会議等の開催場所までの距離の区分に応じて定める額とするもの。

●請願（一件）

- 大坊小学校新校舎建設に関する請願

（継続審査）



意見書（可決五件）

次の意見書五件を可決し、地方自治法第九十九条の規定に基づき、関係行政機関に提出しました。

●環太平洋経済連携協定（TPP）への拙速な参加に反対する意見書

（抜粋）

政府は、去る十一月八日から十四日に横浜市で開催されたアジア太平洋経済協力会議（APEC）において、日本が環太平洋経済連携協定（TPP）の協議を開始することを正式に表明した。

TPPは、関税を撤廃することへの例外を認めない貿易の完全自由化を目指す交渉であり、アメリカやオーストラリアなどの農林水産物輸出国が参加すれば、我が国の第一次産業は衰退し、地域経済、地域社会の崩壊が懸念されている。

田辺市では、黒潮の恩恵を受けた温暖な気候と海、山、川の自然資源に恵まれ、多様な農林水産物を生産することにより、食料の安定供給、自然環境や国

土の保全など重要な役割を担ってきたところである。しかしながら、長引く景気の低迷による生産物価格の低下、生産コストの上昇、従業者の高齢化等により、本市の農林水産業はかつてない厳しい状況に追い込まれている。

農林水産物の輸入自由化がこれ以上進めば、安価な外国産農作物等の流入、氾濫による価格破壊が起こり、第一次産業は壊滅的なダメージを受けることとなり、関連産業の衰退と大幅な雇用の喪失を招きかねない。

我々は、決して工業製品の輸出や資源の安定確保を否定するものではない。しかしながら、我が国が貿易立国として発展してきた結果、世界で最も開かれた農産物純輸入国となり、食料自給率は最低水準にまで落ち込んだ。この上、TPPへの参加が決定されれば、食料自給率は四十％から十四％へと落ち込み、農業生産額で言えば四・一兆円の減額が予想されている中で、農業のみならず第一次産業を基盤とする地域経済への影響は計り知れない。

よって、本市議会は、我が国の食料事情を危険な状況に追い込み、地域の第一次産業に極めて深刻な打撃を与えかねない環

太平洋経済連携協定（TPP）については、国会において十分審議するなど、国民合意が得られるまで時間をかけて十分検討することが必要であり、拙速な参加には断固反対するものである。

（提出先）内閣総理大臣・外務大臣・農林水産大臣・経済産業大臣・国家戦略担当大臣・内閣官房長官・衆議院議長・参議院議長



●シーシェパードによる調査捕鯨妨害活動に対する適切な措置を求める意見書

（抜粋）

和歌山県では、江戸時代に全国に先駆けて組織的な捕鯨が始まり、以来四百年以上も連綿と

続く歴史を誇り、現在も小型捕鯨業や小型鯨類追込網漁業等が営まれ、鯨に関する伝統的な文化・食文化は今もなお健在である。

一九八二年、鯨類資源に関する科学的知見の不確実性を理由に、商業モラトリアム（一時停止）が、国際捕鯨委員会（IWC）で可決、導入され、一九八六年からは大型鯨類を対象とする商業捕鯨が全面禁止されたままである。

我が国は、国際捕鯨取締条約第八条の規定により、各国固有の権利として認められている調査捕鯨について、科学的データを蓄積し、この不確実性を覆すため資源量の豊かなミンククジラを対象に、一九八七年から南極海で、次いで一九九四年から北大西洋でも調査捕鯨を実施しており、その結果は、IWC科学委員会でも高く評価されている。

近年、南極海における米国の反捕鯨団体「シーシェパード」による調査妨害行為は過激さを増し、本年二月には、殺傷能力のある器具などを使用し、日本の調査船の乗組員に負傷者が出るなど、まさしく海上におけるテロ行為といっても過言ではない状況にある。

また、二〇〇九年六月のIWCマデイラ（ポルトガル）年次会合においても、約三十カ国がシーシェパードの暴力行為を非難し、船籍国などに対応を要請したところである。

なお、二〇〇三年に和歌山県太地町においても、シーシェパードのメンバー数名が仕切り網を切断するなど、小型鯨類追込網漁業の操業を妨害し、警察に逮捕された経緯がある。

よって、国におかれては、シーシェパードの暴力的な妨害行為を断固として排除し、安全に調査捕鯨が実施されるよう関係国と連携を強め、その対策を講じるよう強く要望する。

（提出先）内閣総理大臣・外務大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・警察庁長官・水産庁長官・海上保安庁長官・衆議院議長・参議院議長

●尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する意見書

（抜粋）

去る九月七日午前、尖閣諸島の久場島沖の日本領海内において、違法操業をしていた中国漁

船が、停船を命じた第十一管区海上保安本部の巡視船に衝突し、海上保安官の職務を妨害するとして由々しき事態が発生したため、船長を逮捕した。

しかるに、横暴な中国政府の抗議を受け、那覇地方検察庁は処分保留のまま、短期間で釈放に至り、その経緯については、国民に対して十分な説明がされていない。

尖閣諸島は、日本政府が明治二十八年に沖縄県への所轄決定をして以来、鯉節工場を操業し、漁業や林業を営んだ経緯がある。

昭和三十五年に中国政府が発行した「外国地名手冊」には、明確に日本領と記されている。

このように、歴史的にも国際法上も「尖閣諸島」が我が国固有の領土であることは明白である。

よって、政府及び国においては、国民の利益を守る立場から、下記事項について、特段の措置を講じるよう強く要請する。

一、日本政府は、尖閣諸島が我が国固有の領土であるという毅然たる態度を堅持し、中国政府をはじめ、諸外国に示すこと。

二、中国政府に対し、嚴重に抗議するとともに、再発防止策を求めること。

三、第十一管区海上保安本部の監視・警備体制等の体制強化を図ること。

(提出先) 内閣総理大臣・外務大臣・国土交通大臣・内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)・衆議院議長・参議院議長

●北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書 (抜粋)

北朝鮮が日本人の拉致を初めて認め、謝罪した平成十四年の日朝首脳会談以降、五人の拉致被害者とその家族の帰国が実現し、政府においては拉致問題対策本部を設け、政府一体となつて問題解決に向けた総合的な対策を推進されているものの、すべての拉致被害者の方々の真相究明及び帰国の実現など、拉致問題の解決に向けた具体的な道筋が未だ見出せない状況にある。

これまで北朝鮮は、我が国の主権並びに日本国民の生命・安全にかかわる拉致問題について、極めて不誠実な態度を取り続けてきた。平成二十年八月には、日朝実務者協議における合意に基づき、いったんは北朝鮮が拉

致被害者に関する全面的な調査を行うこととなったが、北朝鮮からの一方的な通報により、合意事項が実施されない状況が続いている。

拉致事件の発生から既に三十年以上が経過する中、拉致被害者及びその家族の置かれている状況を踏まえると、これ以上いたずらに時間を費やすことは決して許されないものであり、早期解決に当たっては、国、地方及び国民が一体となって取り組むことが必要である。

田辺市においては、去る十二月二日に拉致被害者の家族を迎えて、一五〇〇人の大集会が開催され、拉致被害者全員の早期救出を訴えられたところである。

よって、国におかれては、政府認定・未認定にかかわらず、北朝鮮によるすべての拉致被害者の安否確認と早期帰国を実現するため、さらなる国際協力を図るとともに、制裁措置と併せて二国間での対話を進めるなど、全力で取り組むよう強く要望する。

(提出先) 内閣総理大臣・外務大臣・内閣官房長官・内閣府特命担当大臣(拉致問題担当)・国家公安委員会委員長・衆議院議長・参議院議長

●ヒトT細胞白血病ウイルス一型(HTLV-1)総合対策を求める意見書 (抜粋)

ヒトT細胞白血病ウイルス一型(HTLV-1)は、致死率の高い「成人T細胞白血病(ATL)」や、進行性の歩行・排尿障害を伴う「脊髄疾患(HAM)」などを引き起こします。国内の感染者数(キャリア)は百万人以上と推定され、その数はB型・C型肝炎に匹敵するもので、毎年約千人以上が「成人T細胞白血病(ATL)」で命を落とし、「脊髄疾患(HAM)」発症者は激痛や両足麻痺、排尿障害に苦しんでいます。一度感染すると現状の医学ではウイルスを排除することができず、いまだに根本的な治療法は確立されていません。

主な感染経路は、母乳を介して母親から子供に感染する母子感染と性交渉による感染であり、そのうち母子感染が六割以上を占めています。

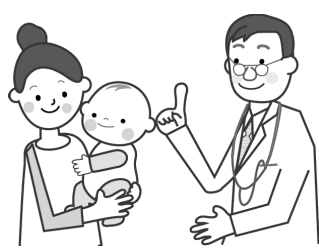
平成二十二年十月六日、厚生労働省は、HTLV-1抗体検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目に追加し、公費負担の対象とできるよう、各自治体に発出したところで、これにより全

国において感染拡大防止対策が実施されることとなります。既に検査を導入している自治体では、陽性の妊婦には授乳指導を行うことで、効果的に感染の拡大を防止しています。

よって、政府におかれましては、ヒトT細胞白血病ウイルス一型(HTLV-1)の感染拡大防止に伴う「HTLV-1総合対策」を推進するため、以下の項目について早急に実現するよう、強く要望いたします。

一、感染者及び発症者の相談支援体制の充実を図ること。
二、発症予防や治療法に関する研究開発を大幅に推進すること。
三、発症者への支援、福祉対策を推進すること。

(提出先) 内閣総理大臣・厚生労働大臣・衆議院議長・参議院議長





一般質問と答弁の要旨



今後の

行政運営について

問 財政的には大丈夫か

答 市町村建設計画における前期五年間の財政計画では、

歳入歳出差引収支額の合計を三十一億円と見込んでいましたが、地方交付税の増加などもあったことから、実際は四十四億円と、計画よりも順調な状況となっています。

また、旧の合併特例法に基づく普通交付税の算定替の制度が終了した際の交付税の減少額は、国の地方財政計画の動向により変動しますが、平成二十一年度の実績と比較すると、約二十億円の差があり、平成二十八年度以降の五年間で、毎年約四億円ずつ交付税が減少していくと想定されます。

これまで行政改革大綱に基づき、具体的な目標を定め、事業の見直し等を進めており、

予算編成時においても、経常経費を部ごとに枠配分するなど、歳出総額の抑制に努めています。

また、本年度から、新たに事業検査検証作業を開始しており、検証委員会で廃止や見直しといった最終的な方向性を定め、その結果を予算に反映させる取り組みを行っています。



文教都市を目指して

問 社会福祉専門学校などの誘致に取り組んで

答 当地域では、高等学校を卒業すると、多くの子供たちが進学や就職のため、市外や県

外に転出していることから、専門学校などの誘致は、こうした人材の流出に少しでも歯止めをかけるとともに、市外からの生徒の流入をはじめ、教員や事務員など関係者の転入による人口増加や、卒業者など若い人材が定着することによる賑わいや活気が出るほか、地域の社会人にとっても国家資格を取得できるような学校があれば、さらに職業選択の幅が広がり定住への足がかりとなり得ることも十分期待できます。

一方で、少子化の進行により学校経営は年々厳しくなっており、学生確保の観点から地方への立地は進みにくい状況にあると思われるので、先進地の状況を参考にするとともに、企業立地促進条例との整合性などもあわせて、今後研究してまいります。



地デジ化対策について

問 低所得者層対策は十分か

答 国では、地上デジタル放送への移行に際して、経済的

な理由等で地上デジタル放送を視聴できない世帯に対して、最低限の支援が必要であるとの考えから、要件を満たす世帯に対して、地デジチューナーを無償で支給する支援制度を実施しています。市でも、このチューナーの配付がスムーズに行われるよう国とともに取り組んでまいります。

また、すべての世帯が確実に地上デジタル放送へ移行できるよう、これまでも「広報紙」や「折り込みチラシ」「ホームページ」、国・県との共同による「住民説明会」等を活用した広報・啓発活動に努めているところで、今後も地上波デジタル放送への完全移行に向けて関係機関等との連携により、特に高齢者のみの世帯などへの対応にも配慮した、よりきめ細かな周知・広報活動に努めてまいります。

水道の危機管理

問 突発的事故発生時の対応は

答 市の水道事業は、昭和十四年に給水を開始し、その後、人口増加等による水需要の増大に対応するため、四度の拡張事業を経て現在に至っており、創設期から拡張期にかけて整備された施設の老朽化が進んできている現状にあります。

突発的事故が発生した場合は、速やかに水道管の被害や漏水、付近の断水の状況等を把握し、破損箇所の修理復旧の手配等を行います。また、付近住民への周知や問い合わせへの対応のほか、必要に応じて応急給水も行



うこととしております。
これからも、「安心とおいしさ」をより多くの方々に実感していただけるよう、将来にわたり安心できる水の安定供給に努めてまいります。



鳥獣による

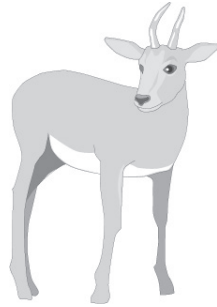
農作物被害対策

問 狩猟者への補助と後継者対策は

答 近年、猟銃による事故や事件による社会的不安をはじめ、昨今の銃刀法の改正、加えて免許の取得や狩猟登録に係る費用負担など、銃を使用する狩猟者を取り巻く状況はますます厳しさを増し、十分な狩猟者数を確保することは、今後さらに困難になると思われます。

市全体の猟友会における銃・わなを合わせた会員数は、近年

減少傾向にあるものの、農家を中心にわな免許を取得する方がふえたこともあり、四百名を超える登録者数で推移しています。わな免許は、県が狩猟免許取得支援事業として、野生鳥獣の捕獲に取り組み農家を対象に、免許取得に係る経費に対し県が二分の一、市町村が四分の一を助成する制度が設けられています。今後、このような事業の活用も検討し、捕獲者の確保に取り組みまいります。



国保問題について

問 国保広域化の影響は

答 新たな高齢者医療制度について議論を行うため、国において設置されている高齢者医療

制度改革会議において、後期高齢者医療制度の廃止後、サラリーマンの高齢者や被扶養者は被用者保険に、それ以外の高齢者は国保に加入するよう見直されているところですが、この改革会議の中で、新たな高齢者医療制度の議論の延長線上にある姿として、第一段階として七十五歳以上の方に関して財政運営を都道府県単位化し、第二段階として保険財政の安定化や保険料負担の公平化の観点から、早期に全年齢を対象とした都道府県単位化を図り、簡素で分かりやすい制度体系にすることが必要だとの議論がなされています。

しかしながら、現時点で、その細部について踏み込んだ議論には至っていない状況でもあり、今後の議論の行方を慎重に見極めるとともに、国の責任において、負担と給付の公平化及び将来にわたり安定した制度運営を確保するよう、機会あるごとに働きかけてまいります。

木造校舎、

体育館の耐震を問う



問 木造の校舎、体育館などの耐震は

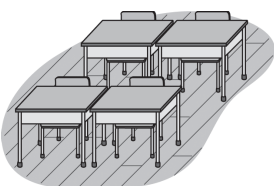
答 木造建築の校舎、体育館等を有する学校は、小中学校あわせて十一校あり、このうち、耐震診断の基準となる昭和五十六年以前に建築された三階建て以上、または床面積五百平方メートルを超える木造校舎を有する学校は、四校となっております。

学校施設の耐震化にあたっては、児童生徒の安全確保を早急に図っていく必要があります、非木

造、木造建築の構造にかかわらず、早期耐震化に向けて取り組んでまいりたいと考えており、木造施設の耐震化、また耐震診断の必要性についても十分認識しているところです。

しかしながら、一方で、耐震診断の対象となる木造校舎の学校は、いずれの学校も適正規模等の協議が伴う学校となっており、今後についてもこれまで同様、地域や保護者の皆さん方と学校統合のみの視点ではなく、地域における学校のあり方等について十分協議を重ねた上で、合意を得ながら進めてまいります。

耐震診断の実施につきまして、こうした学校適正規模等に係る協議の状況をはじめ、非木造校舎等の耐震化の進捗状況等を照らし合わせながら、検討を進めてまいります。





議会活動日誌

本会議

- 11月29日（1日目） 決算審査に係る委員長報告
補正予算等関連議案の提案説明
給与条例議案に対する質疑及び付託
- 30日（2日目） 付託議案に係る委員長報告・議案審議
- 12月 8日（3日目） 一般質問（3人）
- 9日（4日目） 一般質問（3人）
- 10日（5日目） 一般質問（1人）
補正予算等関連議案に対する質疑及び付託
- 21日（6日目） 付託議案に係る委員長報告・議案審議



委員会等

- | | |
|---|---|
| 10月12日 文教厚生委員会（決算審査について） | 12月 8日 議会運営委員会（12月定例会運営について）
高速道路及び国道バイパス促進特別委員会
（工事の進捗状況と今後の工事発注についてほか3件） |
| 13日 文教厚生委員会（決算審査について） | 9日 議会運営委員会（12月定例会運営について） |
| 14日 産業建設委員会（決算審査について） | 10日 産業建設委員会（付託議案審査について） |
| 15日 産業建設委員会（決算審査について） | 13日 文教厚生委員会（付託議案審査について） |
| 21日 総務企画委員会（決算審査について） | 14日 総務企画委員会（付託議案審査について） |
| 22日 総務企画委員会（決算審査について） | 21日 議会運営委員会（最終日の日程等について）
産業建設委員会（委員長報告について）
文教厚生委員会（委員長報告について）
国体に係る三四六総合運動公園等整備特別委員会
（設計委託業務の進捗についてほか1件） |
| 11月15日 議会運営委員会（議会改革について） | |
| 22日 議会運営委員会（12月定例会運営について） | |
| 29日 総務企画委員会（委員長報告及び付託議案審査）
産業建設委員会（委員長報告について）
文教厚生委員会（委員長報告について）
国体に係る三四六総合運動公園等整備特別委員会
（用地及び都市計画公園変更手続き等の進捗についてほか1件） | |

議会を傍聴してみませんか？

市議会は年4回（3月・6月・9月・12月）定例会を開催しています。
議会では市民の皆さんの生活に密着した重要な問題が審議されています。
市政を知る良い機会として、お気軽に足を運んでみませんか。

次回は 3月定例会 の予定です。



（3月定例会の報告）
5月号
は
です。

議会日程の詳細や議会だよりの内容等について、ご意見・ご質問がありましたら、次までご連絡ください。
ホームページでは、議会の情報や会議録をご覧いただけるほか、声の議会だよりもご利用いただけます。



【連絡先】

田辺市議会事務局

〒646—8545 田辺市新屋敷町1番地

TEL 0739—26—9940（直）

FAX 0739—25—5579

E-mail: gikai@city.tanabe.lg.jp

http://www.city.tanabe.lg.jp/gikai/

市議会だより